



第1章

基本的な事項

- 1 策定の背景と目的
- 2 位置付けと役割
 - (1) 天童市基本構想
 - (2) 天童市基本計画
 - (3) 山形広域都市計画区域マスタープラン
- 3 計画の期間
- 4 想定する人口推移
 - (1) 人口の推移と予測
 - (2) 年齢3区分別人口の推移と予測
- 5 構 成

第1章 基本的な事項

1 策定の背景と目的

本市は、昭和33年の市制施行とほぼ同時期から、土地区画整理事業に着手し、生活環境の向上と産業の受け皿づくりを進めてきました。その結果、本市の人口は、昭和37年の合併以来、増加の一途をたどってきました。

しかし、平成17年を転換期として日本全体が人口減少時代に突入し、平成22年の国勢調査では日本の総人口は1億2,806万人となり、本市の人口も減少に転じました。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、これから人口は急速に減少しはじめ、50年後の平成72年には、約4,000万人減少し、8,674万人になるとしています。

山形県では、第3次山形県総合発展計画において、平成32年の人口を104万5,000人にまで減少すると推計しています。

本市では、第六次天童市総合計画において、平成28年の目標人口を64,000人と定めていますが、全国的には人口減少は避けることができない状況にあります。

このような厳しい社会経済情勢の中、持続的な発展を続けていく都市づくりを進めるために、都市計画の果たす役割が一層高まっています。

「天童市都市計画マスタープラン」は、第五次天童市総合計画を実現するために、平成13年に策定しました。その後、平成22年2月に第六次天童市総合計画が策定され、さらに昨年度、山形県において「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更を行いました。

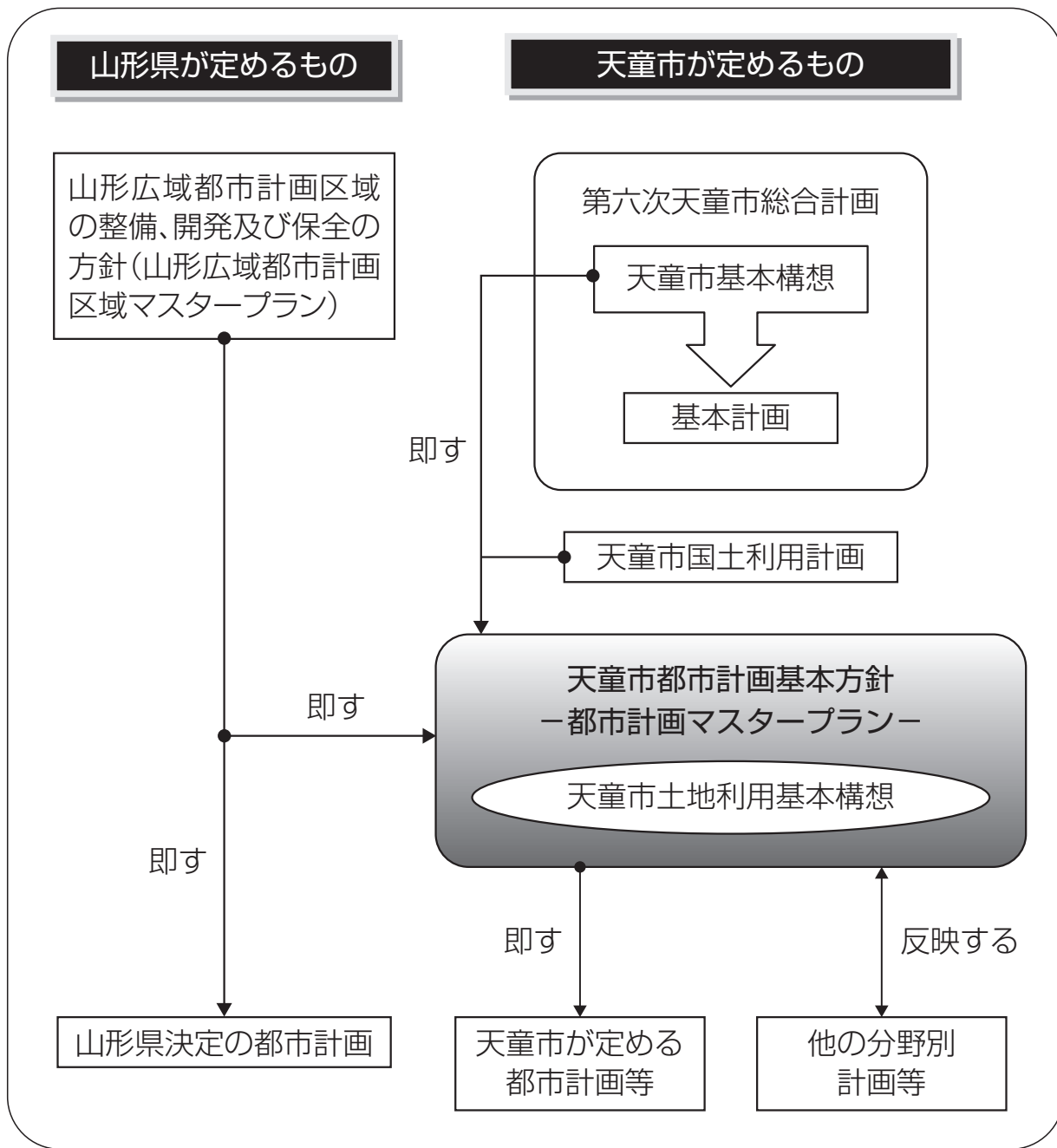
こうした経緯を踏まえ、本市の都市づくりの基本方向や取り組む施策展開の方向を明らかにし、都市づくりを総合的に展開していくことを目的として、第六次天童市総合計画が目指す「笑顔にぎわい しあわせ実感 健康都市」を実現するため、平成25年2月に「天童市土地利用基本構想」を策定しました。

この土地利用基本構想を基本的な指針として、より具体的で地域の特性に応じた都市づくりの基本的な方向を示すため、「天童市都市計画基本方針—都市計画マスタープラン—」（以下、「都市計画基本方針」）を新たに策定するものです。

2 位置付けと役割

都市計画基本方針は、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、第六次天童市総合計画の基本構想と天童市国土利用計画、山形県が定める「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山形広域都市計画区域マスタープラン）」に即して策定します。

都市計画基本方針は、天童市土地利用基本構想を基本的な方針とするものであり、本市がこれから進める都市計画は、都市計画基本方針に基づいて行っていく予定です。



(1) 天童市基本構想【平成21年12月策定】

基本構想は、これからの社会経済動向を展望しながら、本市のまちづくりの将来像を描き、それを実現するための分野ごとの基本方向を示します。

■市の将来像

第六次天童市総合計画における将来の都市像を「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」としています。

将来の都市像の実現に向けて、次の5つのまちづくりの目標を掲げています。

- 安心して健やかに暮らせるまちづくり
- 魅力と活力ある産業のまちづくり
- 緑ある住みよい環境のまちづくり

- 生き生きとした人をはぐくむまちづくり
 - 健全な行財政運営と協働のまちづくり
- 目標年次は平成28（2016）年度としています。

(2) 天童市基本計画【平成22年2月策定】

天童市基本計画は、天童市基本構想に掲げた将来像や施策の大綱を実現するため、必要となる施策を分野別に体系化・具体化し、施策の目標や展開方針を示しています。計画期間は、平成22（2010）年度から平成28（2016）年度までの7か年とし、実効性の確保を図っています。

(3) 山形広域都市計画区域マスタープラン【平成24年8月変更】

「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、広域的な観点から都市計画区域の土地利用などの基本的な方向性を示し、都市計画の一体性や総合性を確保するため山形県が策定した指針です。

■目標年次

平成42（2030）年

ただし、区域区分の方針などは平成32（2020）年

■都市計画区域の範囲

山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の3市2町にわたる範囲

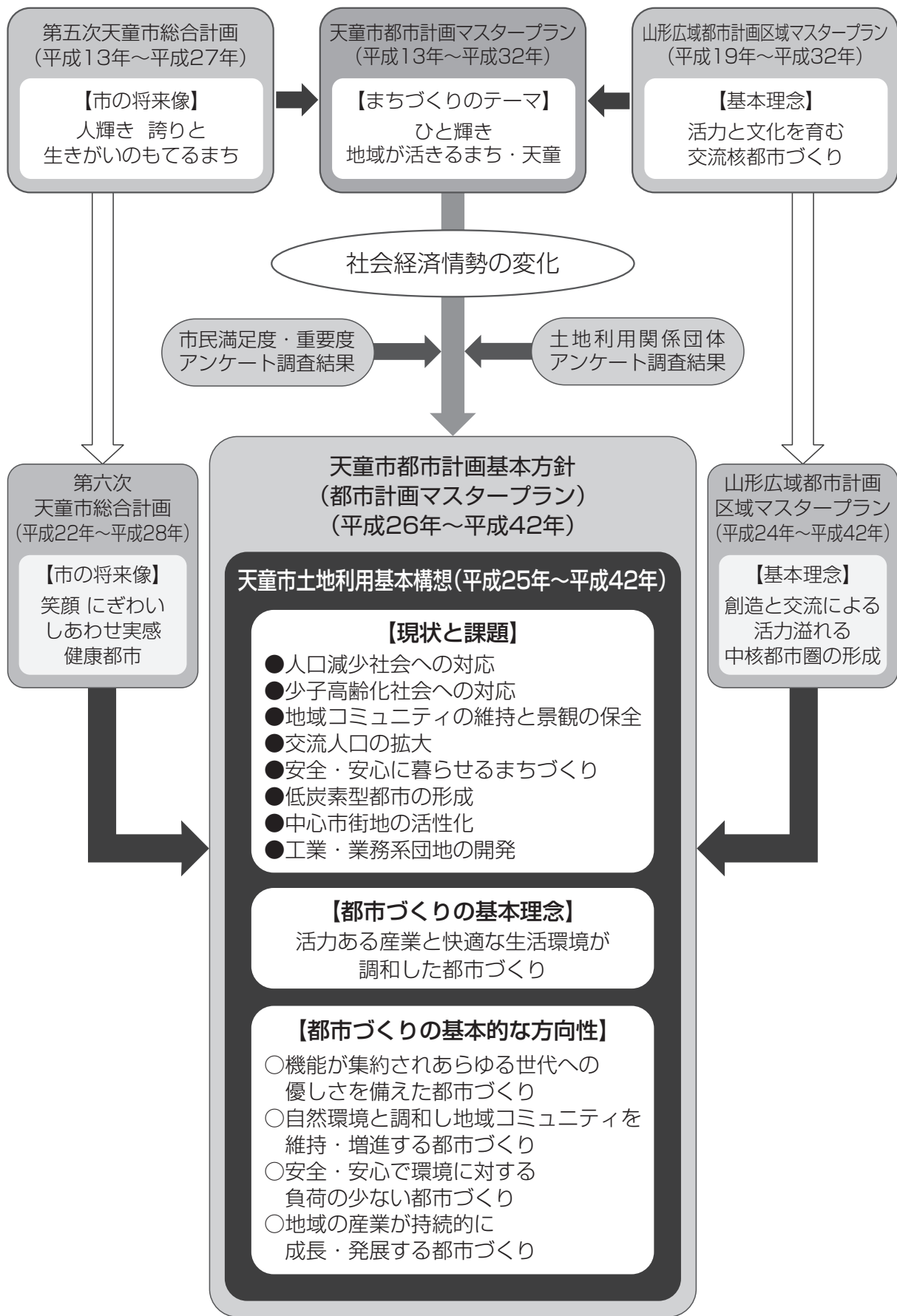
■基本理念と都市づくりの方向性

将来目指すべき基本理念を「創造と交流による活力溢れる中核都市圏の形成」としています。

また、都市づくりの基本的な方向性を、

- 都市機能の集積と利便性が高くコンパクトな中核都市圏の形成
- 低炭素型都市を実現する交通網・交通機関の整備
- 地域の歴史文化を保全・活用した魅力あるまちづくり
- 快適で安全な暮らしを実現する都市環境の整備
- 良好な自然環境と調和した都市景観の形成
- 市街地周辺の集落のコミュニティの維持・増進
- 都市内及び他地域との交流を促す広域交通網の整備と定めています。

◆天童市都市計画基本方針の位置付け



3 計画の期間

都市計画基本方針においては、概ね20年後の都市の姿をイメージし、「都市づくりの基本理念」「都市づくりの基本的な方向性」については、平成42年を想定します。

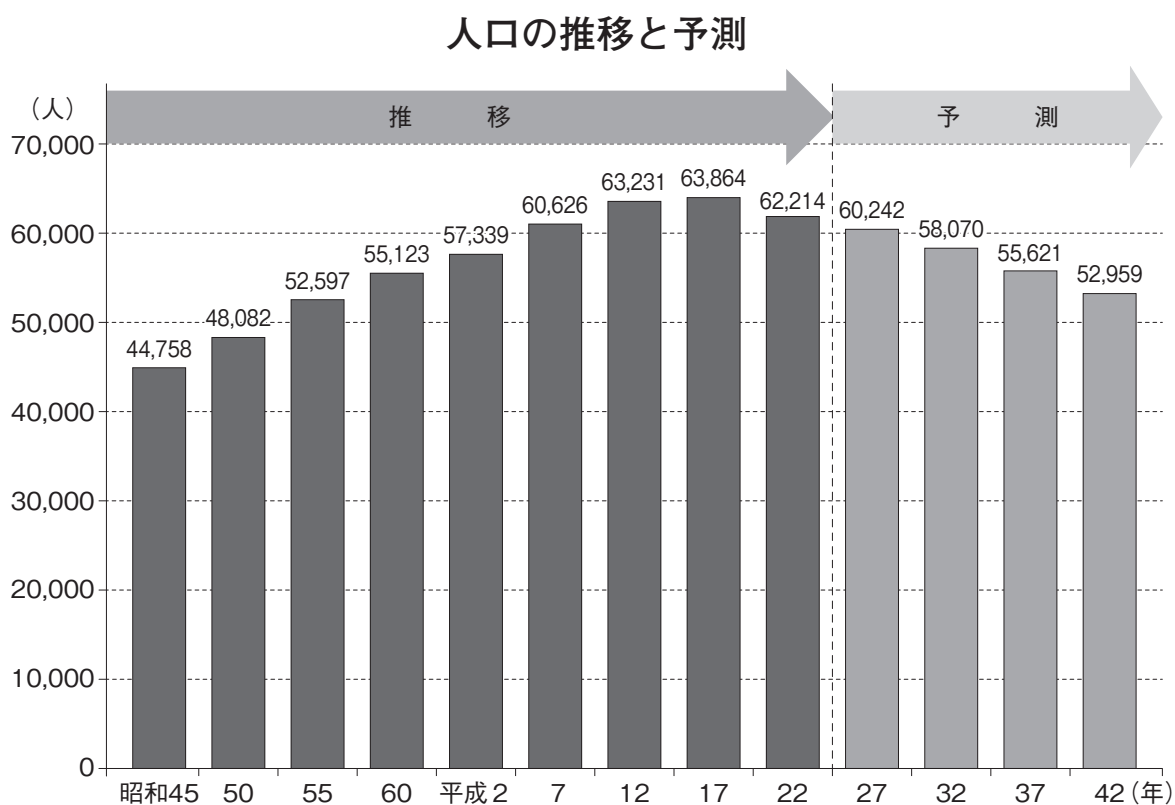
なお、社会を取り巻く情勢や環境の変化に対応するとともに、上位の計画等の見直しなどを踏まえながら、概ね10年を目途に見直しを行います。

4 想定する人口推移

(1) 人口の推移と予測

本市の人口は、国勢調査によると、平成17（2005）年の63,864人をピークに減少しはじめ、平成22（2010）年では、62,214人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42（2030）年には、52,959人になると予測されています。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

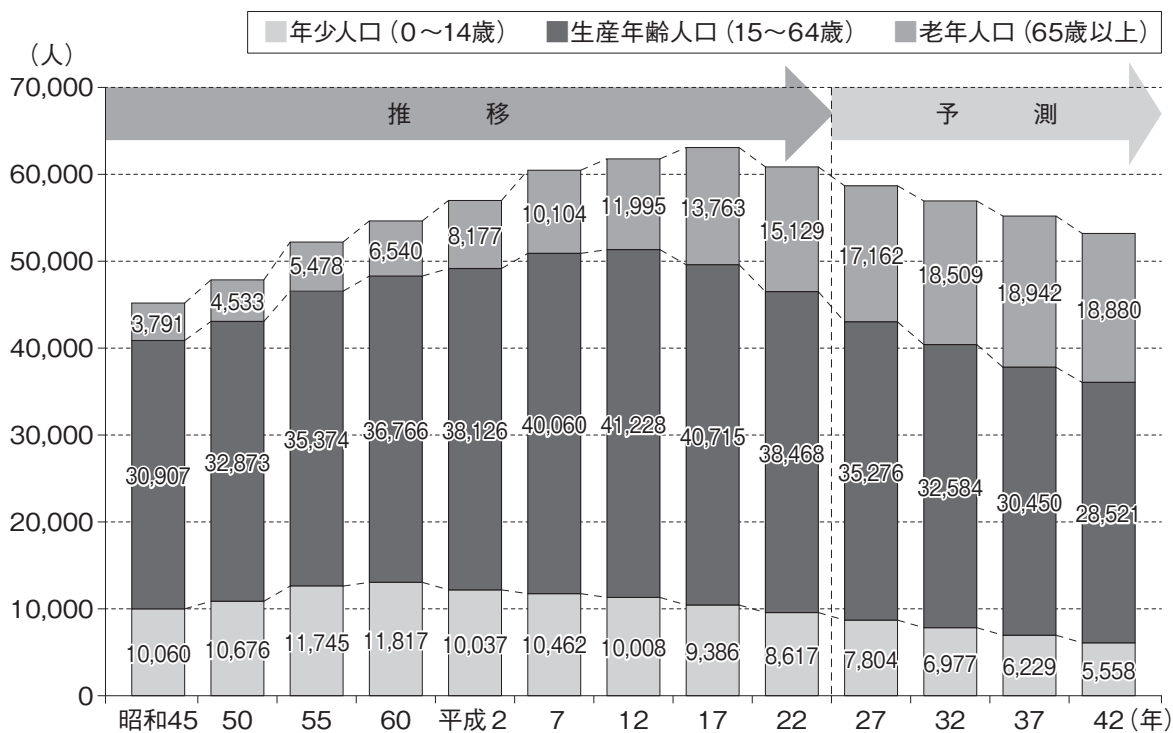
(2) 年齢3区分別人口の推移と予測

本市の年齢3区分別人口を見ると、昭和45（1970）年には、年少人口が10,060人で総人口に占める割合は22.5%、生産年齢人口が30,907人で同69.0%、老年人口が3,791人で同8.5%でした。平成22（2010）年には、それぞれ8,617人（13.9%）、38,468人（61.8%）、15,129人（24.3%）と

なりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成42（2030）年には、それぞれ5,558人（10.5%）、28,521人（53.9%）、18,880人（35.6%）になると予測されています。

年齢3区分別人口の推移と予測



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）



わくわくランド多目的広場

5 構成

天童市都市計画基本方針の構成は次のとおりとします。

「天童市都市計画基本方針」の構成

第1章 基本的な事項						
1 策定の背景と目的	2 位置づけと役割	3 計画の期間	4 想定する人口推移	5 構成		
第2章 都市づくりの現状と課題						
1 人口減少社会への対応	2 少子高齢化社会への対応	3 地域コミュニティの維持と景観の保全	4 交流人口の拡大	5 安全・安心に暮らせるまちづくり	6 低炭素型都市の形成	7 中心市街地の活性化
				8 工業・業務系団地の開発		
第3章 都市づくりの基本理念とめざす都市のすがた（全体構想）						
1 都市づくりの基本理念「活力ある産業と快適な生活環境が調和した都市づくり」						
2 都市づくりの基本的な方向性						
(1) 機能が集約されあらゆる世代への優しさを備えた都市づくり						
(2) 自然環境と調和し地域コミュニティを維持・増進する都市づくり						
(3) 安全・安心で環境に対する負荷の少ない都市づくり						
(4) 地域の産業が持続的に成長・発展する都市づくり						
第4章 将来の都市構造と主要な都市機能の配置						
1 広域幹線的な交通体系	2 主要な都市機能の配置	3 将来都市概念図	4 将来都市構造図			
第5章 分野別の方針						
1 土地利用	2 安全・安心	3 道路・交通	4 住宅・住環境	5 景観	6 緑と水	
第6章 地域別の方針（地域別構想）						
1 地域別構想の考え方	2 地域別構想					
	(1) 西部地域	(2) 北部地域	(3) 中部地域	(4) 南部地域	(5) 東部地域	
第7章 都市づくりの実現に向けて						
1 基本的な考え方			2 都市計画基本方針の推進			
参 考 資 料						
1 本市の特性	2,3 アンケート資料	4 策定の体制	5 策定の経過	6 都市計画審議会の御意見	7 用語解説	